

消費者庁 平成 26 年度予算案について

平成 25 年 12 月
消 費 者 庁

1. 概要

○安倍内閣が「三本の矢」の施策による我が国経済の活性化を図る中、これまでの成果を活かし、成長戦略「日本再興戦略」が目指す「消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環」を実現し、国民生活・消費生活の向上や持続的成長に着実につなげるためには、健全で活気と厚みのある消費市場の構築が不可欠。

○このため、消費者の不安を払拭し、消費者の安全・安心を確保するための「消費者安心戦略」を積極的に推進する。具体的な重点事項は以下のとおり。

(1) 「消費者安全・安心確保対策」の推進

- ①消費者の生命・身体・財産の安全・安心確保
 - ◆ 食品表示等の適正化（行政の監視指導体制の強化等）及び充実
 - ◆ 悪質商法への厳正な取締りと消費者取引の適正化
 - ◆ リコール情報の周知強化による事故再発防止
- ②「消費者被害防止対策」の積極展開
 - ◆ トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者等）を見守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等
 - ◆ 消費者教育の充実
- ③「消費者被害回復」のための取組
 - ◆ 地域における身近な消費生活相談体制の強化（消費生活相談員の職やその資格に関する法的整備等を含む）
 - ◆ 「消費者被害の集団的回復のための裁判手続」の構築を始めとした消費者被害回復のための取組の充実

(2) 「消費市場・物価関連対策」の推進

- ①「消費市場関連対策」の推進
 - ◆ 消費者と事業者との協働支援
 - ◆ リスクコミュニケーション、風評被害対策など
- ②「物価関連対策」の推進
 - ◆ 物価モニター体制の強化、公共料金改定の際の料金の適正性の確保
 - ◆ 消費税転嫁対策特措法の普及啓発、執行等

○予算額（詳細は別紙）は、

- ・一般会計と東日本大震災復興特別会計（復興庁一括計上）の合計で、
122億円（平成25年度予算（92.5億円）比32%増）、
- ・一般会計のみで114.8億円（平成25年度予算（85.0億円）比35%増）。

2. 重点事項のポイント

注：()内は平成 25 年度予算額
再掲及び一部再掲の表記は省略

(1) 「消費者安全・安心確保対策」の推進

- ◇ GDP の 6 割を占める消費の拡大は、経済成長に必要不可欠。しかしながら、食品表示等の不正事案の発生、高齢者等の消費者被害の増加などにより、消費者の不安の増大が懸念される。
- ◇ このため、食品表示の適正化及び充実、積極的な消費者被害防止対策の展開、消費者被害回復のための取組などを通じて、消費者の生命・身体・財産の安全・安心確保に取り組む。

①生命・身体・財産の安全・安心確保

○食品表示等の適正化（行政の監視指導体制の強化等）及び充実

地方消費者行政活性化交付金 30 億円の内数（5 億円の内数）
地方消費者行政活性化交付金以外 2.1 億円（1.6 億円）

今般の食品表示等の一連の不正事案を受け、「景品表示法」（昭和 37 年法律第 134 号）の普及啓発を図るほか、個別の不正事案については、同法に基づく立入検査、指示、措置命令等の措置を厳正かつ迅速に講じるなどの取組を行うとともに、適正な表示等に係る調査等を行う地方公共団体の取組を支援する。

また、「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号）に基づく食品表示基準について、義務化する栄養表示の具体的なルール策定のための検討を行うとともに、平成 25 年 6 月に閣議決定された「規制改革実施計画」を受け、一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備に向けた所要の調査等を行う。

○悪質商法への厳正な取締りと消費者取引の適正化

2.3 億円（2.4 億円）

事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まるため、「特定商取引に関する法律」（昭和 51 年法律第 57 号）の厳正な執行を行うとともに、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者等）の二次被害防止のために、執行機関の有するリストを活用する。

○リコール情報の周知強化による事故再発防止

26 百万円（新規）

リコール品による重大製品事故等による事故を減らすため、リコール情報サイトや、高齢者に重点的に情報提供を行うコーディネーターの育成等を通じて、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やすための取組を強化する。

②「消費者被害防止対策」の積極展開

○トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者等）を見守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数（5億円の内数）

地方消費者行政活性化交付金以外 15百万円（31百万円）

被害に遭うリスクの高い消費者を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、そうした消費者のリストや電話録音装置等を活用しつつ、消費生活センターを始めとする幅広い関係者の参加したネットワークの充実を図る。

○消費者教育の充実

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数（5億円の内数）

地方消費者行政活性化交付金以外 55百万円（59百万円）

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定）に基づき、領域・段階ごとに目標が設定され、多様な担い手が参加できるような、体系的な消費者教育を推進する。また、地域の消費生活センターを消費者教育・人材育成の拠点とするよう、必要な指針の作成等を行う。

③「消費者被害回復」のための取組

○地域における身近な消費生活相談体制の強化

（消費生活相談員の職やその資格に関する法的整備等を含む）

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数（5億円の内数）

消費生活センター等の新設や消費生活相談員の研修等によるトラブルに遭ったときに安心して相談できる社会基盤づくりや、消費者問題解決力の高い地域社会づくりを推進するため、地方公共団体の更なる積極的な取組を支援する。

○「消費者被害の集団的回復のための裁判手続」の構築を始めとした消費者被害回復のための取組の充実

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数（5億円の内数）

地方消費者行政活性化交付金以外 29百万円（31百万円）

「消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成25年法律第96号）の成立を受けて、その円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組む。

(2) 「消費市場・物価関連対策」の推進

- ◇ 成長戦略を踏まえ、市場における消費者と事業者の協働・連携の支援や、リスクコミュニケーション、風評被害対策等により、消費者の多様な好みやニーズを反映した市場の創出、消費市場の拡大・活性化を目指す。
- ◇ また、経済金融情勢を踏まえつつ、生活関連物資等に係る物価動向を注視する体制を強化する。また、公共料金改定、消費税転嫁対策に向けて適切な対応を確保する。
(総務省家計調査によれば、消費の5割程度は生活必需品)

① 「消費市場関連対策」の推進

○消費者と事業者との協働支援

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数(5億円の内数)

地方消費者行政活性化交付金以外 12百万円(4百万円)

国民生活・消費生活の向上や持続的成長に着実につなげるため、商品企画・開発段階における消費者と事業者のより一層の協働支援、食品ロスの削減等といった消費者と事業者との協働支援を推進する。

○リスクコミュニケーション、風評被害対策など

地方消費者行政活性化交付金 37億円の内数(12.3億円の内数)

(東日本大震災復興特別会計(復興庁に一括計上)分を含む。)

地方消費者行政活性化交付金以外 93百万円(1.0億円)

(東日本大震災復興特別会計(復興庁に一括計上)分を含む。)

東日本大震災の被災4県(岩手・宮城・福島・茨城)における消費サイドの放射性物質検査体制を引き続き充実させるとともに、専門家(コミュニケーター)の育成等を通じた食品と放射能等に関するリスクコミュニケーションの全国展開などを通じて、風評被害の払拭を図る。また、環境などに配慮した消費生活の実践に向けた消費者への普及啓発を推進する。

②「物価関連対策」の推進

○「物価モニター体制」の強化・公共料金改定の際の料金の適正性の確保

地方消費者行政活性化交付金 30億円の内数(5億円の内数)

地方消費者行政活性化交付金以外 54百万円(45百万円)

消費者に身近な商品・サービスの価格の一部に値上げの動きが見られることを踏まえ、生活関連物資の価格動向について定期的に調査を行うとともに、消費者への情報提供を行うため、「物価モニター調査」を拡充する。また、地方の物価対策の取組を支援する。さらに、公共料金改定の際の料金の適正性を確保するため、公共料金の内外価格差や料金決定プロセスにおける消費者の関与等について調査を行う。

○消費税転嫁対策特措法の普及啓発、執行等

51百万円(新規)

いわゆる「消費税転嫁対策特措法」(平成25年法律第41号)第8条は消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止しているところ、事業者団体が行う講習会への講師派遣等を通じて違反行為の未然防止を図るとともに、違反行為を行っている事業者に対しては勧告を行うなど厳正に対処する。

平成26年度消費者庁予算案（内訳）

別紙

（単位：百万円）

項目別	25年度 予算額	26年度 予算額	比較 増減額
【消費者庁政策費】			
○消費者行政の企画立案	91	133	42
○越境消費者トラブルへの対応	59	62	3
○消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応	54	58	4
○消費生活に関する制度の企画・立案・推進	59	55	▲4
○公益通報者保護の推進	19	24	5
○個人情報保護の推進	26	24	▲2
○消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	59	55	▲4
○物価対策の推進	45	54	9
○地方消費者政策の推進（地方消費者行政活性化交付金以外）	144	154	10
○地方消費者行政活性化交付金 （国と地方の連携による先駆的プログラムを含む）	500	3000	2500
○消費者安全に関する啓発の推進	7	29	22
○消費者の安全確保のための施策の推進	96	118	22
○消費者事故調査等の推進	133	97	▲36
○消費者取引対策の推進	239	234	▲5
○消費者表示対策の推進	96	154	58
○食品表示対策の推進	153	180	27
【復興特別会計】			
○食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	19	18	▲1
○被災4県の消費者行政への支援（地方消費者行政活性化交付金）	729	699	▲30
【その他】			
○国民生活センター運営費交付金	2,687	2,717	30
○消費者庁人件費	2,297	2,540	243
○消費者庁一般行政経費	1,684	1,797	113

消費者庁合計額				
（※復興庁一括計上分を含む）	義務的経費	2,802	3,084	282
	裁量的経費	5,701	8,400	2,699
	東日本大震災復興特別会計	749	717	▲32
	合計（一般会計＋復興特別会計）	9,252	12,201	2,949
	（うち一般会計）	8,503	11,484	2,981

消費者庁 平成 26 年度機構・定員要求の結果について

平成 25 年 12 月
消費者庁

1. 概要

- 消費者の不安の払拭や、消費者の安全・安心の確保するための「消費者安心戦略」を積極的に推進するために必要な機構・定員を確保。
- 機構については、審議官（食品担当）、企画官（消費者教育担当）を新設。
定員については、今年度比 12 人増（増員 14 人、減員 2 人）
を措置。（消費者庁定員：平成 25 年度末 289 人→平成 26 年度末 301 人）

2. 機構・定員要求の結果

<機構>

- 審議官（食品担当）1 の設置〔政令〕
- 企画官（消費者教育担当）1 の設置〔内閣府令〕
（食品表示企画課企画官 1 の振替廃止〔内閣府令〕）

<定員>

- 14 人増員（恒久定員増員 5 人、時限付定員増員 9 人）
- 2 人減員（合理化減 2 人）
- 差引き 12 人増
※その他、時限見直し解除 2 人

（主な内容）

（1）「消費者安全・安心確保対策」の推進

- 消費者の生命・身体・財産の安全・安心確保
 - ・食品表示の適正化及び充実 4 人
- 「消費者被害回復」のための取組
 - ・「消費者被害の集団的回復のための裁判手続」の構築を始めとした消費者被害回復のための取組の充実 2 人

（2）「消費市場・物価関連対策」の推進

- 物価関連対策の推進
 - ・公共料金改定の際の料金の適正性の確保・物価モニター体制の強化 2 人
 - ・消費税転嫁対策特措法の普及啓発、執行等 6 人